

第20回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月6日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 13名
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関 巖
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山 明
- 5 欠席委員 2名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
- 6 出席事務局職員 4名
 - 森事務局長
 - 齊藤主幹
 - 山田主査
 - 下重主任主事

◎開 会

令和2年11月6日午後2時00分 開会

○事務局長（森 博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
ます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。先日の鋸南で開かれましたブロック別研修会、大変ご苦労さまでございました。有意義な研修だったと思います。これからの委員活動に活かしていただきたいと思っております。

11月になりまして、朝晩もめっきり寒く、涼しいのを通り越して寒くなってまいりまして、新型コロナに加えてインフルエンザ等の流行等も大変心配されるところです。皆様方におかれましては、健康に留意されまして、農業委員活動をよろしく願い申し上げます。よろしく
お願いいたします。

○事務局長（森 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第20回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中12名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、小倉哲也委員、2番、山寄和雄委員。

次に、9番、渡邊美代子委員から本日遅れる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

12番、渡辺義一委員、14番、時田善夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。本件は、令和2年10月21日付で申請書の提出があり

ました。申請内容は、農地所有適格法人による新規就農のため、市内在住の個人の所有する農地について、農地の使用貸借権の設定をしようとする案件です。貸借期間は20年です。

譲渡人は、後継者が代表取締役となる法人に経営移譲するため、使用貸借権を設定したいとのことです。譲受人は、後継者として譲渡人と共同で営農してきましたが、このたび株式会社を設立して代表取締役となり、法人として新規就農するため、使用貸借権を設定したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページから4ページの現地写真を御覧ください。場所は、川原井字六万坪ノ式、字上水喰、字下水喰、字菅留及び字下長割です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料の5ページから26ページに法人関係の資料及び農業経営実施計画書を添付しております。

法人の定款及び法人登記については、千葉県農業会議の指導を受けて作成しており、農地所有適格法人の要件に該当することを確認済みです。農業経営実施計画につきましては、君津農業事務所改良普及課の指導を受けて作成しております。

本件は、新規就農であることから、運営委員会案件となっており、運営委員会において就農意欲、営農能力、経営計画などについて審査していただいております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、現在経営農地はありません。農機具については、新規就農であるため、現時点で所有している機械はありませんが、譲渡人が所有するトラクター、ハーベスター、ブームスプレーヤー、マニアスプレッダー、農用車を借りて使用いたします。

農作業常時従事日数につきましては、法人の構成員及び常時雇用、臨時雇用などを受入れ、3,740日延べで従事する計画となっており、基準の150日以上従事するため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、使用貸借権設定の許可が得られますと225アールとなり、50アール要件を満たします。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告させていただきます。

議案第1号の整理番号1につきましては、農地所有適格法人による新規就農に伴い、農地の使用貸借権の設定をしようとする案件でございます。

10月29日に運営委員会を開催し、現地調査及び申請人の就農意欲、営農能力、収支計画等の確認と

審査を行いました。

現地調査については、10月29日午後1時40分から運営委員、担当地区推進委員及び事務局において譲渡人と譲受人立会いの下、申請地であります農地を確認いたしました。現地では、作物の栽培状況について確認を行い、常時雇用やパートなど労働力について説明を受けました。計画書の労働力は、現在も働いている近隣住民の方々であり、継続して雇用するとのことでございます。現地では、委員から申請者に今までの営農経験についての質問があり、今まで父親とともに20年以上営農しているとのことでした。

その後、3時10分より袖ヶ浦市農業センター講習室において審査会を開催し、営農意欲、営農能力、収支計画等に留意し、審査を行いました。審査会では、事務局から申請内容の説明を受け、譲受人からの新規就農の説明を受けました。委員からの質疑を行いまして、委員からの主な質疑内容ですが、現在父親と一緒に経営している面積について質問があり、袖ヶ浦市と市原市をまたいで農地を18ヘクタールほど経営しているということです。そしてまた、今後どの程度規模拡大できるかという質問については、現在の農機具を使用する場合で、あと5ヘクタールぐらいは大丈夫ではないかという回答でございました。

担当地区推進委員からの意見は、今回の許可申請対象農地周辺でかなり大きく耕作している農家であり、今後も若い人たちに頑張ってもらいたいと考えているとの意見がありました。

運営委員会による採決の結果でございますが、新規就農の目標や就農意欲が確認できましたので、運営委員会全員一致にて許可すべきと決定いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号2について、ご説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和2年10月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が新規就農のため、市内在住の父親の所有する農地について農地の使用貸借権の設定をしようとする案件です。貸借期間は10年です。

譲渡人は、譲受人の新規就農に協力するため、使用貸借権を設定したいとのことです。譲受人は、譲渡人と共同で耕作してきましたが、このたび農業経営を独立して新規就農するため、使用貸借権を設定したいとのことです。

総会資料27ページの位置図及び28ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田字京田です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の29ページから36ページに農業経営実施計画書を添付しております。農業経営実施計画につきましては、君津農業事務所改良普及課の指導を受けて作成しております。

本件は、新規就農であることから、運営委員会案件となっており、運営委員会において就農意欲、営農能力、経営計画などについて審査していただいております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営農地はありません。農機具については、新規就農であるため、現時点で所有している機械はありませんが、譲渡人の所有するトラクター、田植機、農用車を借りて使用いたします。また、刈取り、乾燥調製については、上宿営農組合に委託するとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で225日従事する計画となっており、基準の150日以上従事するため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、使用貸借権設定の許可が得られると61アールとなり、50アール要件を満たします。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告させていただきます。

議案第1号の整理番号2につきましては、市外在住の個人による新規就農に伴い、農地の使用貸借

権の設定をしようとする案件でございます。

やはり10月29日に運営委員会を開催し、現地調査及び申請人の就農意欲、営農能力、収支計画等の確認と審査を行いました。

現地調査については、午後2時30分から運営委員及び事務局において譲渡人と譲受人立会いの下、申請地であります農地を確認いたしました。現地では、新規就農に至った経緯や今後の耕作見通しについて説明を受けました。譲受人は、現在市外に居住していますが、対象農地と同じ地区内に転入予定ということでございます。現地では、今までの営農経験について説明がございまして、親である譲渡人の下で農作業を行ってきたとのことでした。

その後、午後3時25分から袖ヶ浦市農業センター講習室において審査会を開催し、営農意欲、営農能力、収支計画等に留意し、審査を行いました。審査会では、事務局から申請内容の説明を受け、譲受人等からの新規就農の説明を受け、委員から質疑をいただきました。委員からの主な質疑内容ですが、今回申請のあった農地のみでは生計を維持するには困難ではないかと、今後の拡大予定があるかとの質問があり、横田地区の将来的な担い手の一人として、最終的に水田を10ヘクタールぐらい耕作するという目標を立てているとのことでした。また、水稻経営のみであることから、農閑期に収入を得る手段について質問があり、父親が経営している土建業で働いているとの回答がございました。

担当地区委員からの意見として、地区の担い手となることが見込まれることから、頑張ってほしいとの意見がございました。

運営委員会による採決の結果でございますが、新規就農の目標や就農意欲が確認できたことから、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号3について、ご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年10月15日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、遠方であり、営農しておらず、譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、今後定年を迎え、経営を拡大していくため、購入したいとのことです。

総会資料37ページの位置図及び38ページの現地写真を御覧ください。場所は、坂戸市場字休所です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料39ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、トラクター、農用車、耕耘機、管理機を所有しています。水田の田植え、稲刈り、乾燥調製については、親族に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で360日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が61アールとなっており、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。10月25日の朝9時に譲受人の〇〇〇〇さんと現地で話を伺いました。写真のように山芋をつくっています。きれいに作付されていました。この場所は、もう父親が20年以上前から譲渡人の土地を借りてずっと作っているところで、譲受人が来年の3月で定年退職をし、それを機会に父親から農業を受け継いで、しっかりやっていきたいということをきっかけに買いたいということになったそうです。農機具等も保有して確認してありますが、しっかりやれると思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号4について、ご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年10月15日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢のため、譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、自作地と隣接しており、耕作上便利なため、購入したいとのことです。

総会資料40ページの位置図及び41ページの現地写真を御覧ください。場所は、野里字上谷です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料42ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、糞摺機、乾燥機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で160日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が183アールとなっており、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労様でした。

事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。11月3日に代理人の方と私と2人で現地を確認いたしました。

譲受人は10アールの田んぼを割り田といって2人の持ち分で、自分の土地が道路際だと思って作っていたそうです。それで譲渡人の田んぼが本当は何か道路際ということで、本人は勘違いしていたようで、したがって奥のほうは自分の田んぼではないということで何も作らなくて荒れていたそうです。

しかし、現在きれいに雑草も刈り取られて、来年からそこへ全部水稻を作付するというごさございました。何の問題もないと思いますが、皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号5について、ご説明いたします。

議案の4ページを御覧ください。本件は、令和2年10月16日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、同居する父親から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢となり、後継者である譲受人に農地を贈与したいとのことです。譲受人は、後継者として農地の分散を防ぐため、贈与を受けたいとのことです。

総会資料43ページの位置図及び44ページから46ページの現地写真を御覧ください。場所は、三箇字鹿島免、横田字下三町目、字成竹前、字芝添及び字山王です。現地を確認したところ、現地は畑及び田で耕作されていました。

総会資料47ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、トラクター、農用車、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で430日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が128アールとなっており、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、2地区の申請地担当地区委員から担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

横田地区、11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。10月24日午後1時より、三箇地区は注連野委員と譲渡人、横田地区は譲渡人と私で現地確認のほうを行いました。三箇のほうの畑ですが、ここには育苗用のハウスが建っておりました。あと横田の農地は、全て水田として耕作されており、耕起されて良好な状態でした。親子間の贈与ということであり、特に問題はないかと思えます。皆様のご審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

次に、三箇地区、13番、注連野千佳代委員。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 13番、注連野です。三箇は1枚育苗ハウスとしてハウスが3棟あるところで、作物を作っているというわけではありませんでしたが、育苗ハウスとして時期は過ぎてしまっているので、フィルムも新しいものになっていました。これは全体的に親子間の贈与で、特に問題はないと思えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。
議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が、市外在住の個人から農地1筆を買い取り、長屋住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。
なお、本件については、令和2年10月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料48ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の東側約750メートル、奈良輪小学校からは西側約210メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

資料49ページの土地利用計画図を御覧ください。木造二階建ての長屋住宅1棟を建築する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水については雨水浸透貯留施設を設置し、抑制後、道路側溝に排水します。

総会資料50ページから51ページに建物平面図、52ページに建物立面図、53ページに建物断面図を添付しております。

所要資金については、金融機関から借入金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料54ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。本日の午後1時、小泉委員と現地で代理人の〇〇さんの説明を

受けました。資料のとおり長屋で、1階、2階、各ワンルームが7部屋ずつ、合計14というアパートを建てたいということで、周囲は資料の写真のように、もう住宅が周りじゅうに建っているということで、もう農地としての機能は果たしていないというふうに見られました。排水等は特に農地への影響もありませんし、問題はないかと思えます。

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきますが、関委員の言われたとおりで、私が補足することはありません。

以上です。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人から農地1筆を買い取り、建築条件付売買予定地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本計画は申請地の農地376平方メートルのほか、農地以外の雑種地239平方メートルを一体として計画しており、全体面積は615平方メートルとなっております。申請書は、令和2年10月21日に提出がなされております。

総会資料55ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約630メートル、奈良輪小学校からは西側約800メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむ

ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

資料56ページの土地利用計画図を御覧ください。建築条件付売買予定地として、山砂により造成を行い、戸建住宅2棟を建築する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水については雨水浸透貯留施設を設置し、抑制後、道路側溝に排水します。

資料57ページから59ページには譲受人が販売できなかった分譲地が生じた場合に建築する建物平面図及び建物立面図を添付しております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の提出がなされております。

総会資料60ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。10月29日9時、小泉委員と代理人の〇〇さんの説明を受けました。ここも先ほどと同じような地域で、写真のように周りにもう住宅が建っておって、もう農地としては作ってはいないということです。周りにも農地はなく、宅地転用としても周りの農地への支障はないかと思えます。特に問題はないかと思えます。

ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきます。ただいま関委員が言われたとおりで、何の問題もないと思えます。特に補足はございません。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人から農地1筆を賃貸借契約し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年10月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料61ページの位置図を御覧ください。申請地は、浜宿団地の北側約400メートル、長浦中学校の東側約1.2キロメートルに位置し、農用地区域内にある農地以外の農地であって、農業公共投資のっていない生産性が低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料62ページを御覧ください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で198枚設置する計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料63ページに現地の写真を添付しております。

なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を事前協議終了通知書で確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、栗原寛光委員。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。10月27日午後3時頃、譲受人、譲渡人双方の代理人立会いの下、田中委員とともに現地確認を行いました。譲受人は、太陽光発電施設による売電事業を営んでおり、賃貸による用地確保の上、事業展開しているようです。譲渡人は、現在耕作されていない荒廃した農地の土地活用として賃貸借に合意したようです。現地は第2種農地であり、隣接地権者の同意も得てあるそうです。また、資金は自己資金を充て、排水は自然浸透による計画などであることから、立地条件、一般基準とも問題ないものと判断します。

審議のほどよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行された10番、田中幸一委員から補足説明があればお願いします。

○10番（田中幸一君） 10番、田中です。補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案2号の整理番号4について、ご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、同居している父親から農地1筆を使用貸借し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年10月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料64ページの位置図を御覧ください。申請地は、根形中学校の東側約85メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている住宅のほか周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料65ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画としては、木造二階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水については雨水ますを設け、自然浸透する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料66ページ及び67ページに建物平面図を、68ページに建物立面図を添付しております。

また、69ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。10月27日午後13時から、渡辺委員と私と代理人の方の〇〇さんと一緒に現地を確認いたしまして、20年ぐらい前にここは埋めてあったそうございまして、それで譲受人の人は譲渡人の娘さんで、今度家を建てるということで、周りも全部きれいになっていたの
で、何ら問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行された12番、渡辺義一委員から補足説明があれば
お願ひします。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。特にございませぬ。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございませぬ。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の5ないし議案第2号の6については関連がありますので、一括して事務局の説
明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号5ないし整理番号6について、ご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人から農地3筆、1万289平方メートルについて地上権設定登記を行い、太陽光発電施設用地にしようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、事業区域全体では、農地以外の山林等を含めると5万7,828平方メートルでございます。申請書の提出については、令和2年10月13日に提出がなされております。

総会資料70ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦フォレストレースウェイの西側約1キロメートル、平川保育所からは東側約1.8キロメートルに位置し、小集団の農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料71ページ、土地利用計画図を御覧ください。太陽光発電施設用地として、山林等の農地以外を含めて整地を行い、太陽光発電施設のパネルを事業区域全体で9,600枚設置する計画であり、内訳としましては農地以外に5,724枚、農地部分には3,876枚のパネルを設置する計画となっております。なお、事業区域の整地については、農地部分に土砂等の搬入はなく、切土のみの整地計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は発生せず、雨水については区域内に貯留式の調整池を設けて抑制し、新設する排水管に排水する計画となっております。

72ページに太陽光発電施設のパネルの全体配置図を、73ページに農地部分を拡大したパネル配置図を添付しております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

他法令関係については、森林法、道路法、千葉県土砂埋立て等に関する条例及び太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインが該当し、森林法は林地開発許可申請、道路法については道路等の占用許可申請を申請しており、太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインについては事前協議申出書が提出されております。

なお、埋立てに関する条例につきましても事前協議が済んでおりますが、今回転用する農地部分には土砂等を搬入しない計画となっております。農地部分は切土のみですが、今回の事業については農地以外の部分に土砂等の搬入が計画されており、この整地に3年の期間を要し、実際の農地転用事業はそれ以降になる計画ですが、今回農地部分の切土による整地に着手しようとすることから、このタイミングで農地転用許可申請がなされたものです。

総会資料74ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における

審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第2号の整理番号5ないし整備番号6についてですが、市外の法人が市内在住の個人から農地3筆、1万289平方メートルについて地上権設定登記を行い、太陽光発電施設用地にしようとする案件でございます。事業区域全体では、農地以外の山林等を含めると5万7,828平方メートルであります。

10月29日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況確認をするとともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認は、午後1時から実施いたしました。現地では、譲受人、譲渡人及び代理人に出席いただき、申請農地を確認するとともに、事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、工事等を行うのに地元住民の理解は得られているかという質問については、住民説明会を行い、地域住民や区長からの同意は得られていると回答がございました。また、工事に伴い伐採いたしました木の取扱いに関する質問には、森林組合に依頼して木を活用してもらうとの説明がございました。

審査会は、午後2時56分から袖ヶ浦市農業センター講習室において、譲受人及び代理人に出席していただきまして、事務局からの議案説明を受けた後、代理人からの事業説明を受け、続いて委員から質問がございました。その主な内容についてご報告したいと思います。

事業説明では、排水関連について説明がございまして、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内に設置する調整池にためるということで、排水管を通り松川に排水されるということがございました。また、土砂の搬入については山林や雑種地の農地以外の部分に搬入し、農地部分は切土のみで土砂は搬入しないとの説明がございました。

質疑では、排水する雨水に有害物質等は含まれているのかという質問に対しては、太陽光発電施設から有害物質等は発生した事例はなく、搬入する土砂は環境基準を満たした土砂を搬入した上で、4か月ごとの土壌検査及び工事完了時にも検査を実施するということがございました。雨水が汚染される可能性は低いという説明がございまして、また安全対策でフェンスを張るのかという質問に関しては、この太陽光発電施設は高圧発電施設に該当するため、法令にのっとり安全性の高いフェンスを張るという説明がございました。

運営委員会委員の採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。かなり大規模なソーラーシステムなのですが、発電量は何キロワットぐらいですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。添付されている資料から、1日最高の発電量が2,196キロワットとなっております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の5ないし第2号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5ないし議案第2号の6については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 買受適格証明書願について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 買受適格証明書願についてを議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第3号、整理番号1について、ご説明いたします。

議案の7ページを御覧ください。本件は、令和2年10月21日付で申請書の提出がありました。

本件は、袖ヶ浦市納税課が実施する公売に参加するために必要な買受適格証明書の発行に係る案件です。なお、公売で落札ができた場合に、農地を取得することになりますので、農地法第3条の許可申請についての許可相当であるか、併せてご審議をしていただきます。

総会資料75ページの位置図と76ページの現地写真を御覧ください。譲受人は、市内に在住し、公売物件の周辺地域に農地を20アール所有しております。現在申請地を含む地域では、圃場整備事業に向けた話合いが進んでいることから、公売物件を合わせて圃場整備事業の標準区画面積である30アールとしたいため公売に参加し、農地を取得したいとのことです。

総会資料77ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、一部が市道の緑地帯となった不耕作地がありますが、耕作困難なためであり、問題はありません。

農機具などについては、トラクターと農用車を所有しています。なお、田植えや刈取りなど、他の機械が必要な作業については、作業委託をしています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、緑地帯として利用され不耕作となっている農地を除くと、面積が128アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

申請地担当地区委員、15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。11月1日朝9時頃、現場を見に行きまして、現在耕作されております。きれいになっておりますので、それでこの人はその集落に現在2反、2,000平方メートル持っていますので、これを合わせて3,000平方メートルぐらいになるので、この下新田集落が耕地整理の話が今出ているので、大体1区画3反ぐらいになるのではないかとということで、それも問題なくて大丈夫ではないかと思っておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、権利者住所地担当委員、8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。申請人の〇〇〇〇さんのお宅に昨日11月5日午後1時半伺いまして、いろいろ伺ってきました。説明等は事務局並びに中山さんの言われたとおりで、農業経営の意欲があり、きちっとやっていきたいということで、特に問題はないかと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、買受適格者として証明書を交付することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については証明書を交付することと決定いたします。

それでは、1時間過ぎましたので、15時15分まで休憩いたします。

休 憩

再 開

○事務局長（森 博君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第4号を議題といたしますが、議長の小泉会長及び12番、渡辺義一委員に関わる案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与することができないため、審議が終了するまで退席となっております。

このため、総会の議事は袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、会長の職務代理者が行うこととなりますので、よろしくお願いたします。

◎議案第4号 令和2年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認について

○会長職務代理者（注連野千佳代君） よろしくお願いたします。

次に、議案第4号 令和2年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第4号の令和2年度第8次農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものでございます。

それでは、議案第4号の7ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が7件で、全て通常

の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で419.71アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから6ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休 憩

再 開

○議長（小泉勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号について、ご報告いたします。

議案8ページから9ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和2年9月1日から9月30日までで、6件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。ちょっと事務局に2点ほどお願いをしたいのですが、1点目は先ほどの農地転用で、本日現地を確認した件がありますけれども、あれはおととい代理人から電話がありましたということで、申請書が出る段階で、現地確認を農業委員に早めに連絡するようにということを一言お願いしたいというのが1点。

2つ目ですけれども、これは今回ではないのですが、現地の地図が分かりにくい地図が時々あったり、一回は地図の記載の場所が間違っているということも今年ありましたので、農業委員会が現地に行くときに分かりやすい地図を添付するように、こういう指導も申請人をお願いしたいと。

以上2点、お願いしたいと思います。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。2点につきまして、承知いたしましたので、今後指導いたします。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

お願いします。

○事務局長（森 博君） 私から、1件報告をさせていただきます。

去る10月22日に南房総市、旧三芳村にて、令和2年度千葉県女性農業委員の会安房・君津ブロック女性農業委員等研修会が開催され、当市から注連野会長職務代理者と渡邊美代子委員が出席され、私が随行させていただきました。

この研修会には、安房ブロック、南房総市、館山市、鴨川市、鋸南町、君津ブロック、君津市、富津市、袖ヶ浦市の女性農業委員、推進委員、総勢13名及び事務局職員が出席いたしました。会議室における研修会の後、南房総市で農業法人を立ち上げた株式会社岡本農園に場所を移して、岡本農園の代表取締役から法人化の経緯や現状についてお話を伺いました。

この研修会での一部をご紹介します。

鋸南町において、都内から20代の若者が新規就農し、現在は14町歩の水稲栽培に従事しているというお話を伺いました。この新規就農には、農業委員が農地と住まいの手配をしたとのことで、住宅は、初めは借家でしたが、もう既に購入済みとのことでした。鋸南町も就農者の高齢化が進んでおり、離

農を希望される方が多くおられるのですが、佐久間という地区では水利費が10アール当たり5万円で、この負担が非常に重く、このような若い新規就農者の存在は大変助かっているとのことでした。

また、株式会社岡本農園では、現在正社員を4名雇用しており、農繁期であっても9時から5時までの勤務、残業はさせない。土日休みで運営しているというお話を伺ってまいりました。興味のある方は、私までお問合せいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 注連野さん、渡邊さん、お疲れさまでございました。

事務局から報告がありましたが、何か補足などありましたらお願いします。

○会長職務代理人（注連野千佳代君） 補足は特にございませんが、研修先の岡本農園さんが本当に一般の企業のように、残業なしとかで9時から5時までみたいなことで、運営をこれで回していきたいのだというようなことをおっしゃっていて、どこまでやれるか岡本さん自身もまだこの先も続けていってみたいと分からないということでしたけれども、そういった形でやっていけるのだったら、新しいスタイルの一つ確立ということで面白い試みだなと思いながらお話を伺ってきました。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） そのほかに。

○14番（時田善夫君） ちょっとお伺いしますけれども、どういう作物とかを作っているのですか、そこで。

○会長職務代理人（注連野千佳代君） 岡本農園は、お米とそれ以外は育苗、苗の販売とかも、近隣の方たちは割とそこの苗を購入して皆さん自分で植えつけとかされるようです。植えつけなんかも、いろいろ作業全般は請け負っているということですが、大型というか機械もありましたし、ライスセンター、ライスセンターのところで研修は受けたのですけれども。

○14番（時田善夫君） では、水稻作付が主に主体的ですね。

○会長職務代理人（注連野千佳代君） ええ、あと乾燥調製を岡本農園さんで地域の方たちの、だから乾燥機もすごく大きいサイズのものではなくて、みんな一緒にして全部やって、その取れ高に合わせて渡すというのではなく、そのお宅はそのお宅だけのものというようなやり方をして、喜ばれているというか、大きいサイズのものではなく、乾燥機も何台か並べてそれぞれ。

○14番（時田善夫君） では、米が主体だ。

○会長職務代理人（注連野千佳代君） そうですね。だから、それ以外の期間というのは、またちょっと違うブドウとかもやって、ブドウがやってあったのです、育苗ハウスの中には。

○事務局長（森 博君） では、少し補足してもいいですか。

私、今手元に数字がありますので、すみません。水稻が27ヘクタール、あとミニトマトと食用菜花というのがあります。これ現地で私質問したのですけれども、正社員が4人いると、晴れたら例えば稲刈りできるけれども、雨だったらではどうするのですかといったら、ちゃんと晴れバージョンの仕

事も雨バージョンの仕事も、代表取締役が考えて、どちらがあったとしても何かしら仕事していただける。ハウスもあるので、雨が降ったらハウスの中での仕事をやらせてもらえるので、その正社員を遊ばせるということは基本的にはないというふうにおっしゃっていたのですけれども、そういう仕事を組み立てるのがきっと大変だろうなというのは推測できました。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） ライスセンターの中に、今日の作業というので紙が貼ってありました。

○14番（時田善夫君） その取締役の方は何歳ぐらいですか、年齢は。

○事務局長（森 博君） 40代ぐらいだと思います。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） だと思います。

○事務局長（森 博君） 南房総市の農業委員さんを務めておられて、この間鋸南の研修でその場にもいらっしゃいました。ちょっと私ご挨拶しましたけれども。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○14番（時田善夫君） ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） それでは、ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。私のほうから、去る10月28日に、鋸南町中央公民館において、令和2年度安房・君津ブロック農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会が開催され、当市から農業委員10名及び推進委員15名で、総勢25名の方々が参加してくださいました。

この研修会には、安房ブロックで南房総市、館山市、鴨川市、鋸南町、君津ブロックで木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の農業委員及び推進委員、並びに事務局職員が出席いたしました。

研修では、農地法と農業委員・推進委員の使命、人・農地プランの策定、人・農地プランの実質化に向けた農業委員会の取組、農地中間管理事業の推進等の項目について説明が行われました。コロナウイルス対策として、研修会席上での質疑応答は省略され、文書によることとされました。

本研修会につきましては、おととい当市の農業委員会からの意見として、次の2点を研修会主催の千葉県農業会議に文書送付しておりますので、お知らせいたします。

1点目は、研修の機会を捉えて、農業委員等に必要な情報を伝達したいという意向は理解でき、限られた時間の中で多くの情報を説明いただいているところと思います。しかしながら、短時間で多くの情報を説明いただいても、なかなか理解が進まないところでもあります。ついては、研修科目を絞って時間をかけての説明をご検討いただきたい。

もう一点目は、人・農地プランの必要性については、何度かのご説明をいただき、理解が進んでいるものの、人・農地プランを策定するとどうなるのかがイメージできず、アンケートや人を集めて策定することに積極的になれない。具体的な事例の紹介を交えた説明をいただくと、より理解が深まるのではないかとということです。

なお、この研修会は、農業委員・推進委員全員分の資料提供がありましたので、出席いただけなかった委員さんには本日配付させていただいております。お忙しいところと存じますが、お時間があるときにご一読いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。6月30日に運営委員会を開催し、7月6日の農業委員会総会において審議していただきました久保田及び代宿地先における一時転用許可終了後の農地復元報告に伴う完了検査の案件についての報告をさせていただきます。

総会の審議において、砕石や殻が見受けられ、農地造成事業として農地復元と言えるのか等といったご意見をいただき、いただいた御意見を付して千葉県に進達しておりました。

この進達を受けて、千葉県から事業者に対して是正指導がなされ、令和2年10月6日付で事業者から千葉県に対して是正完了の報告書が提出され、千葉県がこの是正報告書を受理し、事業の完了を確認したことの報告が10月23日に農業委員会事務局にございましたので、報告させていただきます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして第20回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時33分 閉会